

健康科学大学健康科学部 後援会規約

平成 15 年 4 月 9 日
制定

第 1 章 総則

(名称と事務所)

第 1 条 本会は、健康科学大学健康科学部後援会と称し、事務所を健康科学大学健康科学部事務局内に置く。

(目的)

第 2 条 本会は、健康科学大学の教育方針に基づく教育目的の達成に協力し、学生の福祉を増進し、大学と家庭との連絡を密にし、併せて、会員相互の親睦を図り、以って大学の発展に寄与することを目的とする。

(事業方針)

第 3 条 本会は、前条に規定する目的を達成するために次の方針に従って事業を行う。

- (1) 大学の発展を期し、これを後援すること。
- (2) 大学と協力して学生の福祉を図ること。
- (3) 大学と家庭との連絡を密にして教育効果を助成すること。
- (4) 会員相互の親睦を図ること。
- (5) その他本会の目的達成に必要と認める事業。

(会員組織)

第 4 条 本会の会員は、大学の学生の父母又はこれに代わるべき者全員を以って組織する。

(会費及び入会金)

第 5 条 本会の会員は、会費として年額 8,000 円を納入するものとする。
2 新たに会員となるものは、入会金として 15,000 円を納入するものとする。
3 納入した会費及び入会金は、これを返還しない。

第 2 章 役員、幹事、顧問及び相談役

(役員)

第 6 条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 4 名以内
- (3) 常任幹事 若干名

(役員の任務)

第 7 条 役員の任務は次のとおりとする。

(1) 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長にきつかえあるときは、その代理をする。

(役員の選出及び任期)

第 8 条 本会の役員の選出及び任期は、次のとおりとする。

(1) 会長、副会長は常任幹事会において選出する。

(2) 会長は原則最高学年から選出する。

(3) 副会長は原則各学年から 1 名以上を選出する。

(4) 役員の任期は 1 年とする。但し重任を妨げない。また後任者が就任するまではその任務に服さなければならない。

(幹事)

第 9 条 本会に幹事をおく。

2 幹事は、会員中より若干名を選出する。その人員は、概ね各学科の各学年毎に会員数の二十分の一以内とする。

3 幹事の任期等については、役員に準ずるものとする。

(顧問、相談役)

第 10 条 本会に顧問及び相談役をおく。

2 顧問は、学院の理事長、大学の学長並びに内部部局の長の役職にあるものにつき、これを委嘱する。

3 相談役は、大学の常務理事、大学の各内部部局における事務担当部門の長の役職にあるものおよび後援会が必要と認めたものにつき、これを委嘱する。

第 3 章 会議

(総会)

第 11 条 会長は、毎年年度始めに総会を開く。また必要あるときは臨時に総会を開くことができる。

2 次の事項は、総会の議を経なければならない。

- (1) 会務の報告
- (2) 会長、副会長就任の承認
- (3) 会計監査の就任の承認
- (4) 事業報告と決算の承認
- (5) 事業計画と予算の承認
- (6) 規約の改正
- (7) その他必要事項の協議

3 総会の議事は、出席会員の過半数の

同意によって議決する。

(役員会)

第 12 条 役員会は、会長が招集し、会の重要事項につき審議し、その執行の任にあたる。その議事は、出席役員の過半数によって決定する。

(幹事会)

第 13 条 幹事は役員と共に幹事会を構成し、総会に提出する議案を審議し、その決定事項の運営にあたる。

2 幹事会に、総務、広報、文化厚生及び会計の 4 事業部門をおく。

3 幹事会は、会長が招集し、会長は議長となり、その議事は出席した幹事の過半数の同意によって決定する。

(常任役員会)

第 14 条 常任役員会は、役員及び各部の部長を以って構成し、会の重要事項を審議する。

第 4 章 会計

(会計年度)

第 15 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わる。

(経費)

第 16 条 本会の経費は、会員の会費、入会金及び寄附金等を以てこれにあてる。

第 5 章 会計監査

(会計監査)

第 17 条 本会の会計を監査するため会計監査 2 名をおく。

2 会計監査は役員のうちからこれを選び、総会の議を経て会長が委嘱する。

3 会計監査の任期等については、役員に準ずるものとする。

附 則

この規約は、平成 15 年 4 月 9 日からこれを施行する。

附 則

この規約は、平成 18 年 4 月 3 日からこれを施行する。

附 則

この規約は、平成 25 年 4 月 2 日からこれを施行する。

附 則

この規約は、平成 26 年 4 月 2 日からこれを施行する。

附 則

この規約は、平成 28 年 4 月 4 日からこれを施行する。